

## 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年東京都板橋区教育委員会規則第6号）第19の2（平成14年1月11日一部改正）に規定する出席停止に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事前の手續)

第2条 学校においては、保護者等の全体に対して、児童生徒指導に関する基本方針について適切な機会をとらえて説明するとともに、出席停止制度の趣旨に関する説明を行うものとする。

2 学校は、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則第19条の2に規定する、性行不良であって他の児童の教育に妨げのある行動（以下「深刻な問題行動」という。）を起こす児童生徒については、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容を事実即して記載した個別の指導記録を作成する。

### (教育委員会の調査等)

第3条 教育委員会は、出席停止の措置に必要な範囲で、関係機関、関係者を調査し、専門家の参考意見を求めることができる。

### (学校長からの意見聴取)

第4条 教育委員会が出席停止を命ずる場合は、事前に学校長から書面（別記様式1）で意見を求めなければならない。

### (保護者からの事前意見聴取)

第5条 教育委員会は、出席停止の措置を講ずる前に、当該児童生徒の保護者から、意見を聴取しなければならない。

### (出席停止の決定)

第6条 教育委員会は、第3条から前条までの規定により調査した事項、学校長からの意見、保護者からの意見等を総合的に判断して、出席停止を決定する。

2 出席停止の期間は、目的を達成するために必要な最低限の期間とする。

### (出席停止の通知)

第7条 教育委員会が、出席停止の措置を決定した場合には、当該児童生徒の保護者及び当該児童生徒が在籍する学校長に対し、出席停止の期間、出席停止の理由、出席停止の措置を決定した日等を書面（別記様式2）で通知する。

### (出席停止の解除)

第8条 教育委員会は、出席停止の目的が達成されたと判断した場合には、出席停止を解除できる。

(個別指導計画)

第9条 教育委員会が、出席停止の措置を命ずる場合には、当該児童生徒の個別指導計画を作成し、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるように、学習支援など教育上必要な措置を講ずる。

(指導要録等の取扱い)

第10条 指導要録等の「出欠の記録」については、「出席停止・忌引等の日数」の欄に、出席停止の期間の日数を記載する。

2 「総合所見及び指導上参考になる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年1月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1、第4条関係)

板 第 号  
年 月 日

板橋区教育委員会  
教育長 様

学校名 板橋区立 学校  
校長名

## 出席停止に関する意見書

標記について、下記により、出席停止処分相当と考え、意見を述べます。

### 記

1 対象者 氏 名 性別 ( ) 年 月 日生 ( 歳)  
学年等 学年 組 (担任 教諭 歳)  
住 所  
保護者 (本人との続柄)

2 処分対象事実

3 学校として対応した経過及び出席停止処分相当と判断した根拠

(様式2、第7条関係)

板 橋 区 第 〇 〇 号 の

様

## 出席停止に関する意見書

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則第19条の2の規定に基づき、下記により出席停止とします。

年 月 日

板橋区教育委員会  
教育長

### 記

1 対象者 氏 名 性別 ( ) 年 月 日生 ( 歳 )  
学年等 学年 組 (担任 教諭 歳)  
住 所  
保護者 (本人との続柄)

2 出席停止の期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

3 出席停止の理由及び処分の対象になった事実

4 個別指導計画 別紙のとおり